

福岡市水道局ネット広告表現ガイドライン

(目的)

福岡市水道局が管理するホームページなど、インターネットを活用した媒体に掲載する広告（ネット広告）の表現について、福岡市水道局広報物に関する広告掲載実施要綱及び福岡市水道局広報物に関する広告掲載実施要領に規定する事項のほか、必要な事項を定めるものとする

(アクセシビリティ上の制限)

1 禁止表現

閲覧者の意思に反する動きをしたり、誤解を与える恐れがある表現は使用しない。

- ・「進む」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン及びこれらのボタンに似せているもの。
- ・アラートマーク
- ・ラジオボタン
- ・入力、テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- ・プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

2 アニメーション等

アニメーション GIF等を使用する際は、閲覧者に不快感を与えないよう次のイメージは使用しない。

- ・振動イメージ、点滅イメージ。
- ・画面の大部分の領域が切り替わる場合は、コントラストの強い画面が反転するものや、切り替えの間隔が3秒未満のもの。

(水道局ページとの区別)

閲覧者を混乱させないため、水道局ページやコンテンツと明確に区別すること。

- 1 バナー（ALT属性含む）やテキストには、必ず広告主の会社名または施設名、店舗名を表示する。
- 2 事業や施設など、閲覧者が水道局の事業であると錯覚しやすい表現は使用しない。
- 3 水道局ページと類似した色調や字体、イメージなどは使用しない。

(その他)

- 1 アクセシビリティ、ユーザビリティの観点から不適切な表現は使用しない。

(施行)

このガイドラインは、平成21年3月4日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成22年1月22日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成30年1月23日から施行する。